



(地Ⅱ231)

平成22年2月18日

郡市区医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

今村 三郎



地域産業保健センター事業の見直しについて

平素から産業保健活動の推進につきまして、特に地域産業保健センター事業の運営につきましては、限られた予算とともに大きな制約の中、ご尽力を賜わりまして深く感謝申し上げます。

標記の件に関しまして、既に貴会関係都道府県医師会より情報提供がなされていることと存じますが、これまで大変重要な役割を担っていただいた貴職に対して、直接ご説明申し上げるべきと考え、経緯等につきましてご報告させていただくことといたしました。

さて、本件の端緒となったのは、平成21年7月1日の参議院本会議において、平成19年度決算に関する議決が示され、厚生労働省の委託事業における不適正経理の多発が指摘されたことであります。この指摘には地域産業保健センター事業も含まれており、厚生労働大臣より再発防止策を講じることが担当部局に指示され、その改善策として、従来監督署単位で実施していたものを都道府県単位で実施する方向で準備が進められたようであり、昨年末になって、厚生労働省より本職に対して見直しに当たっての考え方が示されました。

本職としては、見直しの方向性は理解するが、平成22年度からの都道府県単位の実施については、都道府県医師会や地域産業保健センターを実施してきた郡市区医師会への情報提供、準備期間が十分でないため、全国一斉の実施は無理であると強く申し入れました。ただし、地域の実情を把握することは重要であることから、調査の実施については協力することといたしました。

平成22年1月20日、平成22年度からの地域産業保健センター事業案が厚生労働省から各労働局宛通知されたことから、急遽、1月22日に本職から都道府県医師会産業保健担当理事宛、別添1のとおりアンケート調査の実施の協力依頼を送付いたしました。このたびの想定される見直し案ならびに期待される改善点は、アンケート調査の添付文書に示されているとおりであります。

本件については大変重要な問題であることから、平成22年1月26日には、本会役員打ち合わせ会において協議を行い、別添2のとおり今後の日本医師会の対応を決定し、本会会長から都道府県医師会会長宛へお知らせいたしました。

さらに、文書では経緯等を正確かつ詳細に情報提供できない内容があったことから、平成22年2月12日に急遽、都道府県医師会産業保健担当理事連絡協議会を開催し、見直しに至った経緯や今後実施主体として想定されるご質問・ご要望に対して、その時点で日本医師会が把握している情報を提供させていただきました。

今後、本件に関しまして、貴会関係都道府県医師会から連絡等があることと存じますが、事情ご賢察いただき、貴職の特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。



(地Ⅱ209)

平成22年1月22日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
今 村 聡

地域産業保健センター事業に関する調査の協力依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から地域産業保健センター事業の推進につきましては、種々ご高配をいただき深く感謝いたしております。

このたびの政権交代により、国の各種事業については、継続的な事業の見直しが行われ、地域産業保健センター事業についても見直しが行われております。地域産業保健センター事業については、これまでに指摘された課題（別添1）などを踏まえ、厚生労働省の「地域における産業保健活動の推進に関する検討会」や日本医師会の「産業保健委員会」においても、そのあり方について検討を行っているところであります。

厚生労働省の検討会では、地域産業保健センターに係る見直し項目の一つとして、委託先を都道府県単位に集約させ一体的に実施する方法の検討も行われております。また、日本医師会の今期産業保健委員会答申案においても、都道府県単位の共同運営方式について提言をいただく予定になっております。

これまで地域産業保健センター事業が郡市区医師会の献身的な取組みにより支えられてきたこと等をふまえると、具体的実施に向けた詳細かつ十分な検討が必要であり、さらに都道府県医師会や郡市区医師会の意見や意向もふまえずに実施することは現場の混乱を招くことが必至であることから、厚生労働省に対して地域産業保健センター事業の見直しに当たっては、都道府県医師会や郡市区医師会等の意見や意向を十分踏まえたものとなるよう要望を行ってまいりました。

特に、平成22年度からの都道府県単位の実施については、慎重に対応をするよう要請

していたにもかかわらず、この度本会に連絡もなく、各労働局に対して通知が出されたところでは。

そこでこのたび、急遽、現時点で考えられる地域産業保健センター事業の見直し案（別添1）とともに、その実現可能性について、別添2のアンケート調査により、ご意見をいただくことといたしました。

地域産業保健センター事業は大変重要な課題であることから、見直しに際しては十分時間をかけて慎重に調査・審議するべきものと理解しておりますが、事情ご賢察いただき、本アンケート調査実施につきまして貴職の特段のご協力をお願い申し上げます。なお、本アンケート調査結果につきましては、1月28日（木）開催の産業保健委員会で検討させていただく予定にしております。

つきましては、ご多用のところ、急なお願いで大変恐縮に存じますが、別添2のアンケート用紙にご回答いただき、平成22年1月27日（水）までに、FAX（03-3946-5786）で本会地域医療第2課までお送りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

地域産業保健センター事業の見直し案について

1. 課題

地域産業保健センター事業については、限られた予算内において郡市区医師会の献身的な取り組みにより、地域の小規模事業場の労働者の健康保持増進に大変重要な役割を果たしてきているところです。

本事業の実施方法等については、郡市区医師会から、

- ①事務作業が繁雑であり、また、事務委託費（事務補佐員の謝金等）の請求が十分に行うことができない。
- ②地域ごとに委託額が決まっており、科目間流用率 20%ではニーズに合わせて柔軟に委託費を使用することが難しい。
- ③労働局等が実施する会計監査に対応することが手間である。
などの御意見が寄せられる等、改善が必要な状況にあります。

2. 地域産業保健センター事業の見直し案

(1) 都道府県単位の事業を受託団体が実施する事項

①健康相談、個別事業場訪問等の業務の実施方法

受託団体は、郡市区医師会等の協力により、従前より本センター事業の業務を実施している担当者等（コーディネーター、医師及び保健師等）を確保（雇用など）し、医療機関等における健康相談窓口の開設や個別事業場訪問等の事業の実施者になります。また、コーディネーターを郡市区医師会等の協力により、郡市区医師会等の事務所に配置する。

各地域における健康相談窓口等において、担当の地域が容易に理解できるよう、従前通り「〇〇〇地域産業保健センター」の名称を使用することは可能とする*。

〔※ 労働者等の健康相談窓口の利用者は、その所属する事業場の所在地等によらず、都道府県内の、どの健康相談窓口でも利用できることとする。〕

②都道府県内の業務の取りまとめ等

①で確保したコーディネーター等のうち、都道府県庁所在地等に配置される者などが総括的な役割を担うこととし、他のコーディネーターとの連絡、調整、好事例の普及のための指導等を行うとともに、都道府県単位の事業の受託者の担当者とともに事業報告の取りまとめ等の業務を行う。

なお、都道府県医師会の総括コーディネーターと郡市区医師会のコーディネーターは兼務が可能です。

③事業にかかわる費用の支払い

受託団体は、医師等にその実績に対する謝金等をコーディネーターを通して支払います。

④運営協議会等

郡市区医師会等の協力により、都道府県単位及び監督署単位で地域の産業保健に

関して知識を有する者を委員とする運営協議会等を開催する。

(2) 郡市区医師会が協力する事項

都道府県単位の事業の受託者に対し、以下の事項について協力すること等が考えられる。

- ①都道府県単位の事業の受託者からの要請を受け、健康相談等を実施する医師、保健師、コーディネーター等の紹介等の協力を行う。
- ②都道府県単位の事業の受託者から要請があった場合、郡市区医師会事務所に、コーディネーターが業務を行うスペースを提供する。（都道府県単位の事業の受託者から郡市区医師会に対し要する費用を支払う。）
- ③都道府県単位の事業の受託者の要請を受けて、監督署単位の規模で実施する運営協議会に出席する。
- ④医師等には、その実績に対する謝金等をコーディネーター等を通じて支払う。

(3) 想定される実施体制の例

例1、例2の通り

3. 改善が期待される内容

都道府県単位で事業を実施すると、以下のような改善が期待されます。

<課題の①について>

郡市区医師会は事業を直接受託しませんので、契約行為や支払い等の事務を都道府県単位の事業の受託団体が行い、郡市区医師会に所属する医師等は健康相談窓口サービスの実施等に専念することができるようになります。また、地域産業保健センター事業と医師会の事務との区別が困難であること等の理由により、事務委託費の請求が十分に行えないようなケースが改善されます。

なお、謝金等は業務を行った者に直接、事業の受託団体から支払われます。

<課題の②について>

契約数が監督署単位から都道府県単位となることで、契約ごとの委託費の額が増え、活動が盛んな地域に重点的に委託費を投入することもできるようになり、かつ、科目間流用の額自体も増えることになる等により、柔軟に委託費を使用することができるようになります。

<課題の③について>

郡市区医師会は事業を直接受託しませんので、会計監査に対応する必要がなくなります。

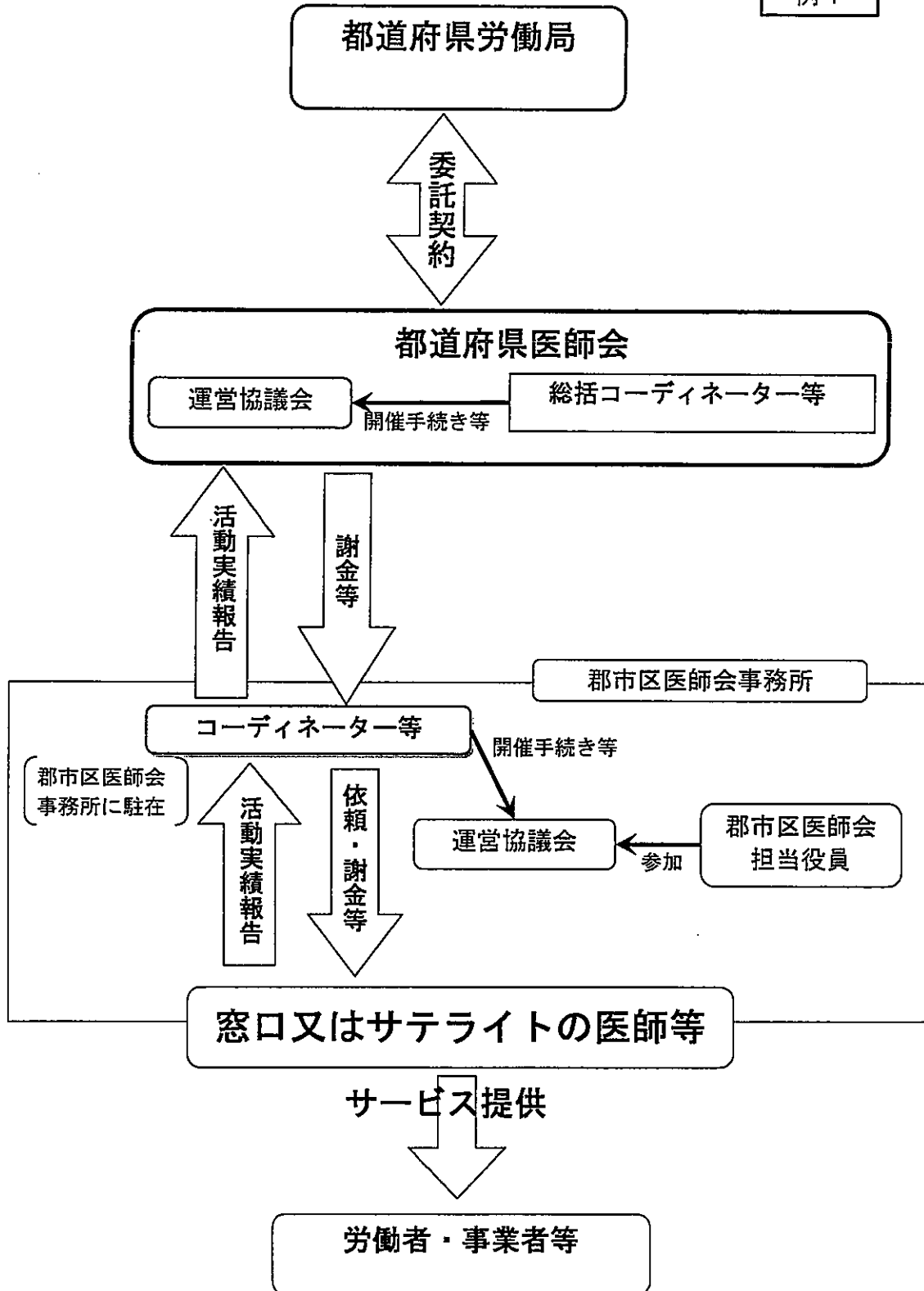
この他、総括的な役割を担うコーディネーターが他のコーディネーターとの連絡、調整、指導等を行うことにより、ある地域における好事例が都道府県全域に普及しやすくなる等の効果が期待されます。

<その他>

都道府県内における産業保健サービスの平準化が期待されます。

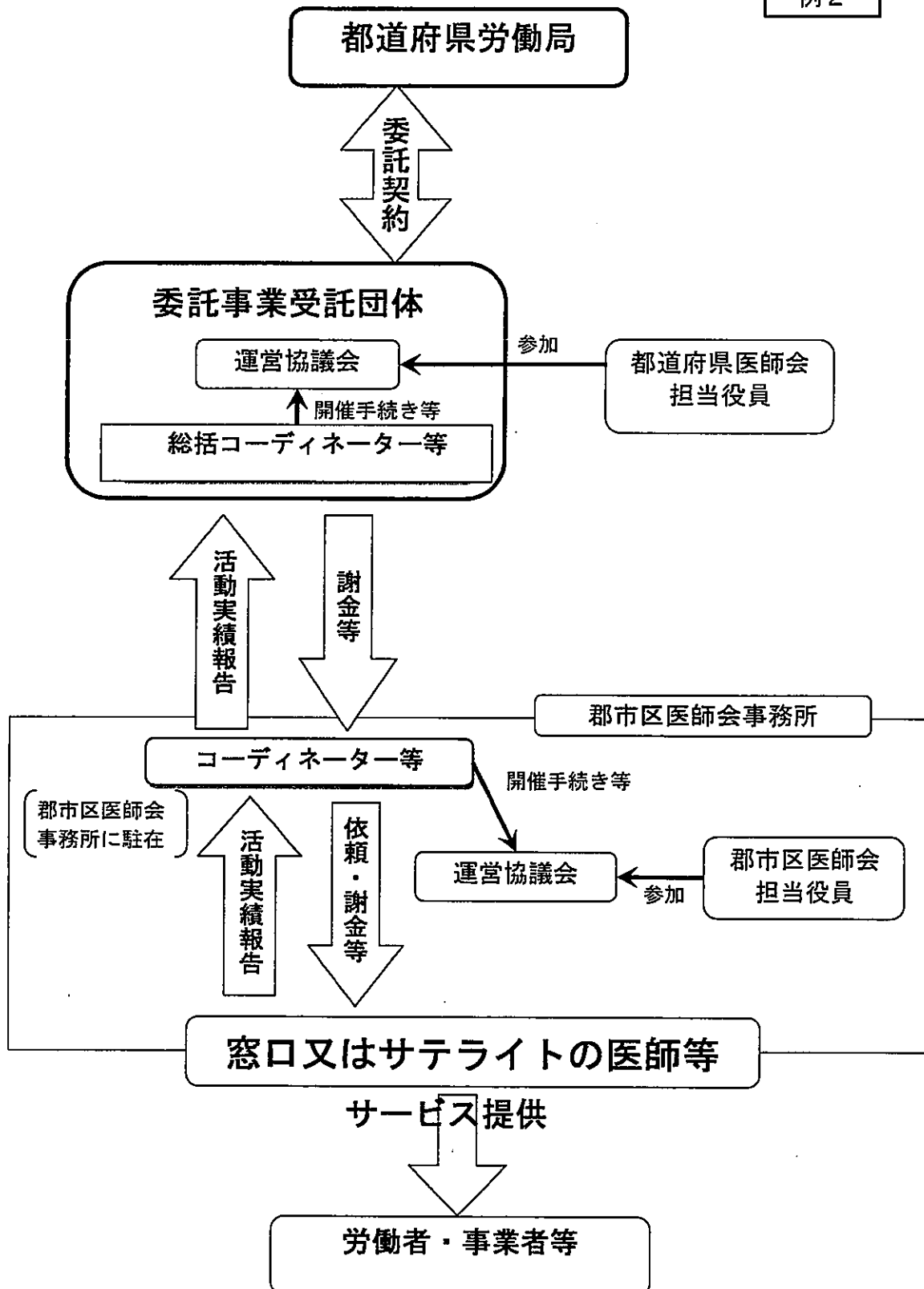
＜現時点で考えられる実施体制＞

例 1



＜現時点で考えられる実施体制＞

例 2



地域産業保健センター事業の見直し案に関するアンケート

() 医師会

問 1. 別添 1 の地域産業保健センター事業の見直し案の方向性について、いかがですか。

() ①賛成

() ②反対 (反対の理由:)

問 2. 地域産業保健センター事業の見直し案について

【問 2-1】問 1 で①を選択された方について、平成 22 年度から事業が実施された場合、事業の受託団体となることは可能ですか。

() ①可能である。

() ②困難である。

②を選択された方について、困難の理由並びに将来実施が可能と思われる場合、その時期をご記入下さい。

()

【問 2-2】別添 1 の 2. (2) にある郡市区医師会の協力内容について、実施は見込めますか。

() ①十分見込める。

() ②協力を得ることは困難である。

【問 2-3】【問 2-1】で②を選択された方について、貴医師会以外に、郡市区医師会と協力して事業の受託団体となることが可能であると想定される団体 (例: 健診機関等の保健医療団体など)があれば、下記に記入して下さい。

()

問 3. 国が行う委託事業の企画競争に参加するために、必要な競争参加資格を貴医師会は取得していますか。

() ①持っている。

() ②持っていない。

問 4. この他、ご意見がありましたら、記入してください。



日医発第924号（地Ⅱ212）

平成22年 1月 26日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤 祥人

地域産業保健センター事業の見直しに対する
日本医師会の対応について

標記の件につきましては、本日開催の役員打ち合わせ会におきまして、地域産業保健センター事業において、これまで郡市区医師会が担ってきた役割や実績をふまえて、見直しによって想定される改善内容、平成22年度からの実施に際しての課題等について、協議いたしました。

その結果、本会といたしましては、引き続き地域産業保健センター事業を推進していくことを決定いたしました。ただし、平成22年度からの実施につきましては、別紙のとおり対応させていただくこととなりましたので、ご報告申し上げます。

このたびは、大幅に実施体制が変更され、それに伴う十分な検討時間もなく、また多くの解決すべき課題や諸事情もある中、重大なご決断をいただくこととなり、大変恐縮に存じますが、医師会が地域産業保健センター事業を運営する重要性についてご勘案いただき、地域産業保健センター事業の実施につきまして、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

地域産業保健センター事業の見直しに対する日本医師会の対応について

1. 確認事項

- ① 国民の生命と健康を守るという医師会の使命
- ② 地域産業保健センター事業が小規模事業場の労働者の健康管理に大きく貢献
- ③ 長年にわたる郡市区医師会の献身的な取組みにより築かれた地域産業保健センター事業に対する労働者の信頼や期待

2. 見直し内容

従来の監督署単位から都道府県単位に変更（平成22年度から全国一斉）

3. 見直しに伴って想定される改善内容

- ① 契約行為や支払い等の事務を都道府県単位の事業の受託団体が行い、郡市区医師会所属医師等は健康相談窓口サービスの実施等に専念。本事業と医師会事務との区別が困難等の理由により、事務委託費の請求が十分に行えないケースが改善。
- ② 契約数が都道府県単位となることで、契約毎の委託費の額が増え、活動が盛んな地域に重点的に委託費を投入可能。科目間流用の額が増加し、柔軟に委託費を使用可能。
- ③ 郡市区医師会は、会計監査に対応する必要がない。地域の好事例が都道府県全域に普及しやすくなる等の効果が期待。
- ④ 都道府県内における産業保健サービスの平準化が期待。

4. 見直し案を平成22年度から実施する際の課題

- ① 受託団体の負担増加
- ② 郡市区医師会との調整などの準備期間の不足

5. 以上のことをふまえ検討した結果

日本医師会としては、引き続き地域産業保健センター事業を推進していくが、平成22年度からの実施については、アンケート調査の回答を尊重し、次のように対応する。

1. 平成22年度からの実施可能な医師会

① 当該医師会が受託する場合

競争参加資格取得等を円滑に行えるよう情報提供等に努める。

② 当該医師会の友好団体等が受託し当該医師会が協力する場合

円滑実施に向けて情報提供に努める。

2. 見直し案に賛同するが平成22年度からの実施が困難である医師会

平成23年度からの実施に向けて準備をしていただくよう、情報提供に努める。

3. 見直し案に対して賛同いただけない医師会

将来的に理解を得られるよう情報提供に努める。

なお、平成22年度から地域産業保健センター事業を実施するためには、受託を希望する団体が同事業に応募するための競争参加資格取得申請を1月中に行うことが必要である。したがって、平成22年度から受託可能な医師会、受託可能性がある医師会等、見直し案に賛同いただけない医師会においては、とりあえず1月中に競争参加資格の申請を行っていただきながら、公示期間（2月19日～3月1日予定）までに対応を決定していただく。